

2016年度の取組み経過と2017年度活動方針

一、第13回総会以降の取組み経過と到達点

1. はじめに

英国の欧州連合からの離脱決定は、東西冷戦構造の終焉に端を発した社会、政治、経済をはじめとするグローバル化により生じた国内格差や移民・難民問題に対して、台頭した排外そして極右主義に代表されるナショナリズムが、欧州において半世紀をかけ築き上げられてきた戦争のない平和な地域の礎と経済の共通基盤を、わずか一日で崩壊させることとなった。そして、直後の金融市場の混乱は、短期間で落ち着きを取り戻したものの、世界経済の先行きの不確実性が増し、民主社会は厳しい状況に直面している。この事実は、「グローバル化のもとで暴走する資本主義」に対する警鐘として、わが国をはじめとした世界各国が、重要な教訓としなければならない。また、「是非を問うだけの民主主義」の脆弱さが、ときに現実と影響よりも反意と感情そして自己の利益を優先した民意により、危機的状況を招きかねないものとして、政治に対する重大な問題提起として受けとめる必要がある。

とくに、中間層の先細りと格差問題を放置している政治の現状に対する不満が、著しいポピュリズムの台頭を誘引し、その果てには超個人主義化した新自由主義へと帰結していく。無論、わが国もその例外ではなく、「世界で一番企業が活躍しやすい国をめざす」と宣言し、二度にわたる消費増税延期を行おうとする為政者のもと、成長と増税回避を大合唱する日本政治の現状は、まさに悪夢であるといわざるを得ない。

また、円安と株高に頼ってきた安倍政権の経済運営は、これまでも中国経済の低迷や米国金利の動向に影響されてきたことに加え、英国の欧州連合からの離脱決定による円高・株安により、グローバル化した経済のもとにおける功の限界を露呈するとともに、財政破綻を助長しかねない罪を明らかにすることとなった。

このような情勢を踏まえ、公務労協は、熊本地震そして東日本大震災からの一刻も早い復旧・復興と再生をはじめとした公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかることを基本的な立場として、第一にすべての公共サービス労働者の生活改善と格差是正をはかること、第二に良質な公共サービスの実現に向け、その

あり方を再構築すること、第三に公務員制度の抜本改革と公務における労使・労働関係の改革を推進すること、第四にこれらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」、「公務員制度改革、労働基本権確立の取組み」、「公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進」等の諸課題への対応を進めてきた。

2. 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

政府が進める「経済・財政再生計画」における集中改革期間の初年度にあたる2016年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンは、「経済・財政再生計画」が提起している「公的サービスの産業化」等を通じて新自由主義的歳出削減路線が一層強化される情勢にあることを踏まえ、2009年通常国会において成立した公共サービス基本法の理念の対峙と国及び地方自治体における措置の具体化の追求を柱に置くこととした。

今年度の活動のスタートにあたり、国民が安心して暮らすことのできる社会を支える公共サービスの再構築に向けた認識の共有をはかるため、「2016年公共サービスキャンペーン開始中央集会」を2月26日に都内で開催した。集会では、井手英策慶應大学教授による「分断の政治を終わらせる「相利創発社会」の構想」と題した講演を、また、逢坂誠二衆議院議員からは、「公共サービスのあり方と公務員の役割について」と題した講演を受けた。井手教授は、「財政再建は、社会を立て直す財政を通じた連帯でなければならない。人間の必要を満たし「誰もが受益者」となる政策を基盤とする「人間を信じる」社会への転換だ。格差是正は目的ではなく、その結果であるべきだ。」と述べ、互いが利益を得ることで社会にポジティブな関係を創り出す「相利創発社会」の実現をめざしていくべきではないかと訴えた。また、逢坂議員は、「地域の事情や時代背景に合わせて提供していくのが公務・公共サービスの役割だ。民間がやった方が効果的、効率的だという昨今の議論は、ここから先は譲れない一線だという考え方が弱く、極めて危うい。」と述べ、公務・公共サービスのあり方や必要性についてよく考えるとともに、成立から7年が経過する公共サービス基本法に対する政府内の認識の甘さを指摘し、この法律に再び命を吹き込むべく取組みを進めていく決意を表した。なお、逢坂議員は、3月10日の衆議院総務委員会の質疑の中で、公共サービス基本法に沿った取組みの推進、環境整備などに関して政府の取組状況を質した。

2010年春季生活闘争から取組みを開始した各地域における公共サービス基本条例制定の取組みについては、連合の公契約基本法及び公契約条例制定との活動の連携と結集を重視し、地方連合会と連携した政策・制度要求に基づく地方首長や議会への要請

行動や自治体との協議を進めているものの、公共サービス基本条例の制定には至っていないのが現状である。

公務労協は、2.26集会や国会審議の概要、公共サービス基本法の概念など、今年度のキャンペーンの目的について「2016公共サービスキャンペーンニュース」を発行し（発行部数219,000部）、各構成組織及び地方連合会での取組みに向けた意思統一がはかれるように広報活動を展開するとともに、今年度においても、これまでの取組みの経過を踏まえて、秋田県、埼玉県、徳島県、熊本県をモデル地域に指定し、モデル地方公務労協との連携をはかりながら取組みを進めてきた。引き続き、公共サービス基本法の理念のもと、公務・公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすべく、国民の安心・安全を確保する質の高い公共サービスの確立に向けて取組みを展開していく。

3. 公務員制度改革、労働基本権確立の取組み

およそ四半世紀ぶりに月例給及び一時金が2年連続で引き上げとなった2015年人事院勧告の取扱いは、戦後民主主義に重大な禍根を残した第189通常国会閉会後の政治情勢の混乱により年内決着がはかられず、年明けの第190通常国会において、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」等が、新年度予算案の審議前に可決・成立したことで、労働基本権制約の代償措置としての機能が瀬戸際で維持されることとなった。

なお、2016年1月13日に行われた「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」等の審議において、衆議院内閣委員会は「自律的労使関係制度について、国家公務員制度改革基本法第12条の規定に基づき、国民の理解を得た上で、職員団体と所要の意見交換を行いつつ、合意形成に努めること。」とする附帯決議を再び付している。

連合は、昨年につき、「ギリシャの財政破綻危機をはじめとする諸外国の事例を踏まえ、わが国の厳しい財政状況を共有するとともに、その状況下における質の高い公共サービスの実現と労働組合の果たすべき役割、そして公務員の労働基本権について議論する」という趣旨から、2016年4月21日に、国際シンポジウムを開催した。このシンポジウムには、連合組織内からの参加に加え、省庁、一般、マスコミなど約300名が参加、主催者を代表して挨拶した神津連合会長は「わが国では、財政的な持続性に比重を置き、給付を抑制し、公共サービスの水準を切り下げ、個人負担を増加する改革が進められ、その結果、公共サービスの所得再配分機能が低下している。良質な公共サービスを実現する最適な方法は、社会対話を通じて、公務におけるガバナンスと透明性を担保すること、とりわけ、サービスの担い手である公務員労働者の自律的

労使関係が、重要な役割を担う。一般に、企業のガバナンス強化のためには、良好な労使関係を築いていくことが、最も効果的かつ効率的である。しかし、公務においては、労働組合の活動が大きく制限されている。このことは、そこで働く労働者の問題だけでなく、私たち国民すべてにかかわる問題である。」と述べ、積極的な議論を求めた。そして、逢見連合事務局長は「今般の九州地方での地震発生を受け、自らも被災者でありながら、地域住民のために尽力されている多くの公務員の姿を目の当たりにし、改めて緊急時における公務の必要性を実感している。シンポジウムで共有した課題を踏まえ、連合は、豊かな国民生活の実現に向けた運動に、引き続き取り組む。」との決意を述べ、シンポジウムのまとめを行った。

ILO理事会は、2016年6月、2002年11月の第329次以来10度目となる「結社の自由委員会第378次報告・勧告」を採択した。同報告・勧告は、今回も政府に対し「日本が批准している第87号および第98号条約に具現化された結社の自由の原則を十全に尊重し、公務員に対する労働基本権の保障を一日も早く実現する」ことを求めるとともに、前回第372次報告・勧告（2014年6月）に対し、「再度」(once again)と「迅速に処理」(expedite)という指摘へと変更し、日本政府への要求を強めている。

2012年12月の第46回総選挙による自民党への政権再交代の政治的焦点の一つであったといえる公務員の労働基本権は、それから4年近くが経過した今日なお、冷静かつ論理的な議論を微塵も求めない感情的な政治問題として、その回復に向けた道筋を見出すことすら困難な環境にある一方で、労働基本権制約の代償措置の根幹をなすとされる第三者機関の勧告による給与決定システムは、大衆迎合主義を強める政治勢力からの批判と、何より財政再建そして歳出削減問題との関係で、その不安定さを増しつつある。このような情勢を踏まえ、労働基本権の回復を求める要求とその実現が、普遍的、社会的そして国際的な責任であるという立場から、引き続き、連合との連携のもと、ILO勧告を満たした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現に向けた対応を継続していかなければならない。

4. 公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進

公務労協は、2003年の発足以来、最も重要な課題のひとつに「中央省庁をはじめとした公務公共サービスに従事する労働者の組織化・組織建設」を掲げ、公務員制度改革をめぐる情勢を踏まえた2009年11月には、「組織拡大センター」を設置し、2010年1月には「組織化基本計画」を決定した。基本計画では、その目的として、①労働協約締結権を前提とした自律的労使関係制度の確立のためには、政府との間で対等かつ十分な交渉・協議態勢を確立することが必要不可欠であり、組織の拡大と主体的力量強化が急務であること、②自律的労使関係制度のもとでは、国家公務員の中央交渉、

妥結内容が公務労協傘下の全構成組織の交渉・妥結結果に影響を与えることから、各府省での組織拡大は国家公務員のみならず構成組織全体の課題であること、③最重点目標を各府省の組織拡大に置き、さらに、独立行政法人、非常勤職員等を含めた組織拡大の取組みを進める、としている。

この基本計画に基づき、今年度は、①各府省の組織化、組織拡大として、中立組織及び未組織職場などへの働きかけ、組織強化と活性化、全環境職組などの組織拡大と組織態勢確立に向けた支援の継続等、②国公連合加盟組織毎の組織拡大に向けた取組み強化、③非常勤職員等の組織化に向けた具体的取組み、④街頭宣伝行動の取組み、相談窓口の設置と相談体制の確立、⑤国公ユニオンへの結集と活動強化、を取組みの重点として、国公連合との連携を図りながら活動を展開してきた。

中立組織への働きかけについては、春季生活闘争期や人事院勧告期等の時機を捉えて先方を訪問し、役員との意見交換を進めているが、組織における上部団体に対する姿勢などが既に固定化されており、具体の動きまでには至っていない。

全環境職組への支援の取組みについては、環境省への出向者が多い、林野労組、全農林の協力を受け、全環境職組サポートチーム会議を定期的で開催して組合員への情報提供、出向者に対する加入勧奨を行ってきた。現状では、プロパー職員の加入がごく少数にとどまっていることから、引き続き、全環境職組の知名度アップに向けた周知に努めていく必要がある。

国公連合における組織拡大の現状は、極めて厳しい状況が継続しており、組織拡大センター発足時の組合員数（厚労省労働組合基礎調査）が108,268人だったのに対し、直近の2016年8月（国公連合調べ）では82,555人となり、この7年間で25,713人の減少となっている。その要因は様々考えられるところであるが、このままの減少傾向が継続されれば、産別機能そのものの低下にも繋がりがねないことから、引き続き、国公連合と十分に情勢を共有し、非常勤職員等の組織化とあわせて、組織強化・拡大の取組みを進める必要がある。

街頭宣伝行動については、霞が関及び国公連合の地方ブロックを拠点に、毎月1回、連合、公務労協の活動の様子や公務におけるトピック記事、国公連合の組織アピールなどを掲載したチラシ入りティッシュの配布（毎月約14,000個）を行ってきた。チラシを見た人からの相談などへの対応も国公連合を中心に行っているが、その件数は少ないのが現状である。公務労協や国公連合の活動を広く霞が関や地方ブロック拠点で周知することは不可欠であるが、組織化に資する効果的な今後の方策等を検討する必要がある。

以上のように、今年度は、具体的な成果を得ることができていないが、組織強化・拡大の取組みは、継続が何より重要である。労働基本権の回復を前提とした自律的労使関係制度の確立を活動目標に掲げている立場として、短期的、中長期的な視点から自

らの組織の現状を各々が冷静に分析して対処することはもとより、公務労協全体として課題を共有し、組織拡大センターとしての取組みを強化していかなければならない。

5. 組織検討委員会報告の具体化等について

国公連合加盟構成組織書記長の公務労協運営委員会へのオブ参加を2014年12月末で廃止したことに伴い、「今後の公務労協組織のあり方」に関する報告」に基づく企画調整会議の体制変更等に係る運営要綱等の改正を第13回総会において決定した。

この他、第6回総会において承認された組織検討委員会報告の具体化について2016年度は、①未結成の12都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、重点県を設定し、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する：新たな地方公務労協の結成に至らず、②「協議会から連合会への移行」は、自律的労使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営の変更への対応を優先し、その具体化等を踏まえ、改めて討議の必要の有無を含めた再検討を行う：公務員制度改革に関する今日的情勢のもと、移行に係る課題の整理等の具体的な検討を行うには至らなかった。

二、2016年度活動方針

1. 情勢の特徴

(1) 第24回参議院議員通常選挙以降の政治情勢

2016年6月22日公示、7月10日投開票で実施された第24回参議院議員通常選挙は、与党が改選過半数の議席を獲得する圧勝で終わり、安倍総裁の率いる自民党が、政権に復帰した2012年総選挙以降、国政選挙4連勝となった。さらに、今回の参院選は、憲法改正に賛同する勢力が、非改選を合わせて3分の2を超えたことで、戦後政治の転換点となる可能性のある歴史的選挙となった。

民主党と維新の党の合流後、初の全国的な国政選挙となった民進党は、前回2013年の民主党時より当選者数が伸長したものの、今回改選45に対し32議席を得るにとどまり、野党共闘が「一定の結果を残した」との評価がなされている反面、「効果は限定的」あるいは「与党を利した」という否定的な指摘が行われていることについて、留意しなければならない。そして、党声明で「今回の選挙では市民が中心となり、これに賛同する政党が集まるといふ新しい民主主義の形が始まったと受け止めています。この流れを止めることなく、さらに力強くしていかなければなりません。」との立場を明らかにしている民進党が、「税と社会保障の一体改革」を自ら忘却したが如き消費増税再延期への対応等で明らかなように、市民・国民という抽象的概念に埋没することにより、深まる大衆迎合が強く懸念される。

一方、選挙後の追加公認と非改選の元民主党議員の入党により、自民党は1989年以来、27年ぶりに参議院における単独過半数を回復した。これは、同年の東西冷戦構造の終焉と55年体制の崩壊以降における民主党政権を含めた政治的な変動期に終止符を打つものであるといえる。そして、改めて東西冷戦構造及び55年体制に代わる政治的な秩序と選択肢が確立されていない現状を厳しく認識し、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすという立場から、政治との関係の再構築をはかる必要がある。

安倍総理が「アベノミクス加速国会」と位置付け、経済対策のための2016年度第二次補正予算案、TPP（環太平洋経済連携協定）承認案と関連法案、労働基準法改正案などが主要な課題とされる第192臨時国会は、66日間の会期で9月26日に開会された。この国会においては、無責任にもすべての政党が消費増税の再延期を公約に掲げた第24回参議院議員通常選挙後、はじめて本格的な論戦が展開されることとなる。とくに、消費増税再延期のための税制関連法案の審議を通じて、「経済・財政再生計画」の見直しに議論が集中することが予想され、独善的に「身を切る改革で財源確保、行政改革が原点、行政改革なくして増税なし」を声高に連呼する政治勢力が台頭するも

と、労働基本権制約の代償措置とされる人事院勧告に基づく給与法改正案の早期成立が最重要課題となる。

(2) 社会情勢等

2016年4～6月期の実質GDP（国内総生産）の速報値は、年率換算で0.2%増（前期比0.048%増）にとどまった。1～3月期の成長率がうるう年によりかさ上げされた反動の下振れとして、景気を過度に悲観する必要はないとの評価がある一方で、金融緩和による住宅投資と公共事業に支えられる一方、輸出や企業の設備投資が減少している状況に対して、アベノミクス開始から3年半あまり、改めて安倍政権の経済・財政政策の限界が指摘されている。しかし、このように、安倍政権の存在を前提とした政治的対立の延長において、経済・財政政策の是非を論じることは、わが国の社会・経済の現実から逃避することになりかねない。少子高齢化や人口減少で国内市場が縮小し成長力が低下している状況は、日本経済の実力を示す潜在成長率が0%台に過ぎないことが明らかにしている。外需依存と企業重視の改革に束縛された信仰的な成長路線から脱却し、現実を踏まえた社会・経済体制を模索することが求められている。

一方、自らの保身と選挙・政局を優先した消費増税再延期という政治全体の判断は、極めて憫然たる財政規律さえも、喪失させることとなった。第24回参議院議員通常選挙において、「アベノミクスのエンジンを最大にふかす」と豪語してきた安倍総理は、2016年8月2日、「未来への投資を実現する」と銘打った事業規模28兆円の経済対策を閣議決定したが、経済効果が不明な公共事業、バラマキに終わる恐れのある消費喚起策、基礎的財政収支への影響を避けるための財政投融资の活用等、歳出拡大圧力を踏まえた無責任な経済財政政策を提起した。そして、日銀の金融緩和、マイナス金利の導入による経済効果が乏しいもと、国民生活の崩壊を引き起こした過去の歴史を無視した「ヘリコプターマネー」政策（日銀の国債直接引受け）の導入までもが浮上してきた現状は、政治の無責任さが招いた悪夢に他ならない。

また、経済対策を端緒として、一部の世論は、改めて財政健全化の重要性を指摘しているが、「経済再生なくして財政健全化なし」という基本的考え方に象徴されるように、財政窮迫の要因を意図的に誤り、誰もが痛みを負うことを回避するための政治的な無責任さをより一層強める勢力と、無策でこれを批判するばかりか国民生活の安心と安全を支える公共サービスへの影響を一顧だにしない歳出削減万能主義勢力との狭間で、常識的かつ現実的な財政健全化への期待が失われつつあることに留意しなければならない。

万一財政破綻が現実化した場合、財政悪化を導いてきた政府も国会も、その責任は負っても負担を負うことはできない。財政破綻の被害者は国民であり、その生活を支える公共サービスの崩壊を招くことを改めて強く自覚する必要がある。

(3) 公共サービスと公務員を取り巻く情勢

政府は、過去最大となった前年度の要求額（102.4兆円）は下回るものの、3年連続で100兆円を超える総額101.5兆円となる2017年度予算の概算要求を取りまとめた。具体的には、第47回衆議院議員総選挙（2014年12月14日施行）において自民党が政権公約として掲げた「2017年4月の消費税率10%」を、解散・総選挙を経ずして先送りするにもかかわらず、基礎的財政収支対象経費が3.7兆円増（対前年度当初予算比）となるなど、財政規律を失った「財政破綻元年」になりかねない危機的なものとなっている。一方、世論は、歳出削減の必要性を厳しく指摘している。とくに高齢化に伴い6,400億円の自然増が見込まれる社会保障費の抑制を強く求める論調は、サービスの提供を受ける側の国民の存在を軽視したものとなっていることが危惧されるとともに、予算編成過程において検討される社会保障充実策の財源をめぐり、公務員人件費をはじめとした歳出全体への影響について警戒しなければならない。

また、内閣人事局がとりまとめた2017年度の機構・定員等の要求状況は、東日本大震災関連等の臨時増員を除き、全体で1,014人の増員となった。2016年度が964人の増員要求に対し、917人の減員となったこと等を踏まえ、これまでの総定員削減を前提とした定員査定ではなく、少なくとも「必要とされる業務に、適正な勤務条件のもとでの必要な定員を配置する」ことが必要である。

一方、地方交付税の概算要求については、対前年度7千億円減の16.0兆円としている。これは、「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を2016年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するものであるが、地方税収の増加を見込む一方、臨時財政対策債（地方交付税特別会計の財源が不足した場合に、交付額を減らし、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度…償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置、実質的な地方交付税の代替財源）を増額（対前年度24.5%増）していることに留意する必要がある。そして、概算要求時の参考となる地方財政計画の仮試算では総額86.4兆円（2016年度比0.6兆円増）が計上されているものの、一般行政経費となる社会保障費の自然増等に0.4兆円が見込まれている。これは、人口減少と高齢化が進むなかで、地方自治体全体における最低限必要な住民生活の確保と社会保障の維持に対応したものであるが、今後の予算編成過程において検討される消費増税再延期のもとでの社会保障充実策の給与関係経費を含めた地方財政全体への影響に注視しなければならない。

2. 活動の基本的考え方

グローバル化のもとでの市場万能主義による経済財政運営と金融資本主義の暴走が、個人間の貧富の差を拡大し、貧しい状態にある人々を放置したまま、少数の富裕層が全資産の半分を得るようになり、東西冷戦構造の終焉後、過去に例のないほど世界的に資本主義のあり方そのものが問われている。そして、このような世界的な危機のもとにあるにもかかわらず、少子高齢化と人口減少そして世界最悪の財政状況を意図的に軽視するとともに、グローバル化により個人主義化した民意に迎合することで自らの権力と支持基盤を維持しようとするわが国政治の惨状は、公務公共サービスに従事する労働組合として、極めて憂慮すべき状況として認識する必要がある。

いずれ財政破綻による社会システムの崩壊を招くか、それ以前にすべてを自己責任へと押し付ける危機的な歳出削減へと政治全体が暴走する情勢にあることを踏まえ、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかることを基本的な立場として、少なくとも現在の公共サービスの質と量を維持するとともに、より良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築する取組みを強化する。同時に、公共サービスの重要性と普遍性を社会的に喚起するとともに、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をはかることに重点を置く。とくに、わが国の危機的な財政状況を直視するとともに、消費増税再延期と2020年度の財政健全化目標を堅持するもとの「経済・財政再生計画」の変更等の動向を注視するとともに、「集中改革期間」（2016～2018年度）の達成状況等を踏まえて行われる「歳出、歳入の追加措置等の検討」を最重要視した対応をはかることとする。

具体的には、構成組織間で共通する政策課題の実現主体であるとともに対政府等との交渉主体としての性格を有する公務労協は、国家公務員の使用者たる性格と地方自治体及び独立行政法人・政府関連公益法人等の職員の勤務条件等に重大な影響力を有する政府に対し、関係府省・人事院等との間における交渉・協議を最重視した対応をはかることとする。

また、賃金・労働条件をはじめとする諸課題に係る政治対策については、政党と労働組合との性格や目的の違いを踏まえつつ、交渉主体としての責任を果たす観点から、要求実現に向け広範な政党への対応に留意する一方、公共サービスへの影響を考慮しない歳出削減万能主義の政治勢力とは毅然として対立・対抗していく。

3. 具体的課題と取組み

(1) 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

1980年代以降、世界を席卷してきた新自由主義は、わが国において、国民生活を犠牲にした企業活動優先の成長至上主義の経済政策とともに、効率化と質の改善の名の

もとで、公共サービスを際限なくそして止まることなく弱肉強食の市場に委ねてきた。そして、第24回参議院議員通常選挙における消費増税再延期という政治全体の判断により、公共サービスは、「国民の日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要」（公共サービス基本法第2条）とするその存在意義が問われている状況にある。まさに、国民生活の基盤を喪失しかねない危機的な情勢にあることを、従事する労働組合の社会的責任として強く認識しなければならない。

公務労協は、2004年に新自由主義・市場万能主義の対抗軸として取組みをスタートした「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」について、安倍政権の進める諸政策に総合的な対峙をはかるとともに、公共サービスへの影響を考慮しない歳出削減万能主義の政治勢力とは毅然として対立・対抗していくため、公共サービス基本法の意義と目的等を重視した活動を強化する。

具体的には、これまでの取組みの到達点を踏まえ、2017年度においては、①入札・契約改革と公正労働基準の確立をはかるための連合の公契約基本法及び条例制定との活動の連携、②公務公共サービスを再構築するため公務における労使関係の改革が不可欠であるという立場から、自律的労使関係制度の必要性と労働基本権回復の意義に関する国内世論の喚起をはかるための連合との連携強化と主体的対応、③過去6年間の活動の経過と到達点を踏まえた公共サービス基本条例の制定、④公共サービスを支える財政の健全化問題に関する政府・政党対策をはかることとし、具体的な活動等については、今後の諸情勢等の推移を踏まえ、2017年春季生活闘争方針において提起する。

（2）公務員制度改革、労働基本権確立の取組み

労働基本権の回復を求める要求とその実現は、普遍的、社会的そして国際的な責任である。そして、①消費増税再延期に伴う財政健全化の検討が、労働基本権制約の代償措置とされる給与決定システムの機能をさらに不完全または喪失しかねない事態を招く恐れがあることを踏まえ、②ILO総会の基準適用委員会において第87号、第98号条約の適用状況が個別審査の対象となり、③現衆議院議員が任期満了を迎える、2018年を焦点として、引き続き、連合との連携のもと、ILO勧告を満たした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現に向けた対応を強化する。なお、社会的発信と周知をはかること等を目的として2015年度から取り組まれてきた連合主催の国際シンポジウムについて、2017年度は、「消防職員の団結権」等を主要なテーマとすることを要請する。また、対政府・政党対策等の具体的な対応及び取組み等については、今後の諸情勢等の推移を踏まえ、逐次、対策本部会議等を開催し協議する。

（3）独立行政法人及び政府関連公益法人等の雇用・労働条件確保の取組み

第186通常国会において成立した改正独立行政法人通則法を踏まえ、法案審議と政府答弁及び附帯決議を活用し、①法人の組織運営上の裁量と自主性・主体性、②自律的労使関係制度のもと労使交渉による賃金・労働条件の決定等の実体的確保に向け、統一性と連携を重視した対応を継続する。また、労働協約締結権を有するすべての独立行政法人等において、労使の自主決着を前提とした労働委員会の紛争解決機能の活用を進める。さらに、政府関連公益法人等において、労働基本権にこだわる雇用・労働条件の決定等をはかるための環境整備に努める。

（４）地方創生と道州制・国の出先機関の見直し等に対する取組み

安倍政権が看板政策として掲げながら、財政事情の厳しさを理由とした極めて不十分な新型交付金の創設など、旧態依然の地方自治体任せ・押し付けの地方創生に対して、場当たりの地方移住や観光振興などの地域経済活性化のための施策ではなく、教育・医療・介護・保育等の基礎的公共サービスの人的基盤の強化・雇用創出による地方創生と地域経済の活性化をはかるための対策を連合とともに推進する。

なお、「政府関係機関の地方移転事業」については「政府機関移転基本方針」（2016年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）に対して、引き続き、真に地域経済の活性化等の効果があるか否かを追求するとともに、当該職員の雇用と勤務条件等の確保を前提とした対応を強化する。

また、道州制と国の出先機関の見直し等については、引き続き、政府・国会の動向等を注視し、機動的な対策をはかることとする。

（５）賃金・労働条件の改善等に関する取組み

- ① 「政治」の公務員給与に対する介入を排除し、無原則・無秩序に歳出削減を目的化した財政健全化へと政治全体が暴走する情勢にあることを踏まえ、政府との各級段階の交渉・協議、政党対策を強化する。
- ② 連合と連携し、公務員給与の社会的影響と重要性とともに、労働基本権制約の代償措置とされる給与勧告が国会・議会と内閣・首長に対して同時になされるといった意義に基づいた社会的合意を確立するための取組みを進める。
- ③ 連合の2017春季生活闘争に向けた方針議論に積極的に参加するとともに、労働条件専門委員会を中心にその準備を進める。
- ④ 段階的定年年齢の引上げを措置するための「雇用と年金を接続した公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向」（2008年5月20日「新たな高齢雇用施策検討委員会」とりまとめ）を基本に、2019年4月までに段階的定年延長の実現をはかる。
- ⑤ 格差是正の取組みを積極的に推進し、短時間公務員制度の導入をめざすとともに

に、臨時・非常勤職員をはじめとする全ての公共サービス労働者の雇用安定と処遇改善を求める。

- ⑥ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、超過勤務の縮減、休暇・休業制度の拡充を求める。

(6) 男女共同参画社会の実現に向けた取組み

安倍政権における「女性の社会進出・活躍の促進」は、職場の男女平等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女間格差の是正と均等待遇の実現を課題とするより、むしろ経済の再生と成長戦略を重視する考え方が前提にあるといえる。

このような政権の動向を踏まえつつも、現実を重視し実態を改善することにより理念を適正化するという立場から、引き続き、①ワーク・ライフ・バランス憲章と行動指針の具体化、②次世代育成支援対策推進法に基づく、労使協議による行動計画の改善と着実な実施、③募集・採用・配置・昇進における男女間格差の是正、④結婚・妊娠・出産・育児・介護などを理由とする不利益取扱いの一掃、⑤男性の育児休業・介護休暇取得の促進等を、職場と家庭そして社会を基盤に置いた取組みとして推進する。

(7) 公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進

国公連合の取組みを第一義におき、公務労協との共同事業としての組織化の重点目標・対象を中央省庁に設定し、交流と情報提供、大衆的情報配布等を中心とする未加盟対策を任務として設置した組織拡大センターの活動を強化するとともに、引き続き、新たな産別結集組織の実現について具体的かつ確実な成果を得る対応をはかることとする。

(8) 「新たな郵政づくり」に向けた取組み

郵政事業は、営業収益の拡大や生産性の向上等の努力を重ねた結果、営業黒字を確保するとともに、ユニバーサルサービスを維持しているが、IT化の進展等により、郵便物の減少傾向が続いている現状、今後の少子高齢化、人口減少が進んでいくことに伴い利用者が減少していく中で、過疎地域等におけるサービス提供を維持していけば、早晚その経営努力も限界を迎えることになる。

したがって、ユニバーサルサービスを一体的に提供する郵便局ネットワークとそのサービスを維持するための環境整備として、経営の自由度、自律的経営を担保するため、税制優遇措置の拡充をはじめ、更なる公的支援策といった課題解決に向けた取組みが不可欠となっている。そして、最終的な政治的判断等は、経営に大きな影響を及ぼし、組合員の労働条件等への影響も想定されることから、JP労組は、政治力の確保・強化に向けた取組みを進めていくこととしている。

公務労協は、J P 労組の今後の取組みを、構成組織全体の課題として共有するとともに、組織的支援と要請等に応じた対応等をはかることとする。

(9) 地方組織の結成の推進について

未結成の12都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、引き続き、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する。また、諸会議または集会を活用した構成組織中央段階における対応等、主要な構成組織が各地方段階で結成に向けた主体的な役割を担うこととする。